

## 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

### 1 量の見込みの算出方法

(仮称) 秋田市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎となる、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、先般実施した「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を活用して算出することとされています。

国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』では、平成27年から平成31年の推計児童数とニーズ調査結果に基づく各施設・事業の利用意向率や利用意向日数を掛け合わせて、量の見込みを算出する手順となっております。

なお、推計児童数は、平成22年の国勢調査結果を基準とした「秋田市の将来推計人口・世帯数」(平成24年11月公表)を使用しています。

#### 【平成27年～平成31年の就学前児童推計人口】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2,003	1,944	1,886	1,828	1,770
1歳	2,037	1,978	1,919	1,860	1,802
2歳	2,169	2,106	2,044	1,981	1,918
3歳	2,086	2,026	1,966	1,905	1,845
4歳	2,158	2,096	2,034	1,971	1,909
5歳	2,193	2,138	2,084	2,029	1,975
6歳	2,311	2,254	2,197	2,139	2,082
7歳	2,333	2,276	2,219	2,161	2,104
8歳	2,392	2,332	2,273	2,214	2,155
9歳	2,454	2,394	2,333	2,272	2,212
10歳	2,488	2,434	2,381	2,328	2,274
11歳	2,582	2,526	2,471	2,416	2,360

### 2 量の見込みの算出結果と今後の対応

国の手引きに基づく量の見込みの算出結果は、別紙のとおりです。

国の手引きは、量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、現状の利用実態等も考慮して、必要に応じて補正を行うこととされています。具体的には、ニーズ調査結果による算出値が実績を大きく下回る結果となった後述の子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業については補正が必要です。

今後は、(仮称) 秋田市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、今回算出した量の見込みに対する確保方策(確保の内容と実施時期)について、子ども・子育て会議で議論していただくこととなります。

## ◆教育・保育の量の見込み

## 1 保育の利用が見込まれる子どもの量の見込み

○3号認定（0～2歳で保育の必要性あり【新制度では、認定こども園・保育所・地域型保育で対応】）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
0歳	1,129	1,096	1,063	1,030	998	
1～2歳	2,423	2,353	2,283	2,213	2,143	

○2号認定（3～5歳で保育の必要性あり【新制度では、認定こども園・保育所で対応】）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
3～5歳	2,676	2,603	2,530	2,455	2,382	

○平成26年3月1日時点における保育所入所児童数（人）

0歳	1,004
1～2歳	1,985
3～5歳	2,667

●保育所入所児童数（H26.3.1）と量の見込み（ニーズ調査結果）の差

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
0歳	△ 125	△ 92	△ 59	△ 26	6	
1～2歳	△ 438	△ 368	△ 298	△ 228	△ 158	
3～5歳	△ 9	64	137	212	285	
合計	△ 572	△ 396	△ 220	△ 42	133	

## 2 教育の利用が見込まれる子どもの量の見込み

○1号認定（3～5歳で保育の必要性なし【新制度では、認定こども園・幼稚園で対応】）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
3～5歳	2,325	2,261	2,198	2,133	2,070	

○2号認定（3～5歳で保育の必要性あり・学校教育の利用希望が強い【新制度では幼稚園で対応】）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
3～5歳	1,137	1,106	1,075	1,043	1,012	

○平成25年5月1日時点における幼稚園・認定こども園在園児数：3,943人

●幼稚園・認定こども園在園児数（H25.5.1）と量の見込み（ニーズ調査結果）の差

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	(単位：人)
3～5歳	481	576	670	767	861	

## ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

### 1 延長保育事業（時間外保育事業）【0－5歳】（単位：人）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
740	985	957	930	902	874

### 2 放課後児童健全育成事業【5歳】（単位：人）

	H25登録児童数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年時	1,023	2,590	2,526	2,463	2,398	2,335
高学年時	247	1,367	1,336	1,305	1,275	1,244

### 3 子育て短期支援事業（ショートステイ）【0－5歳】（単位：人日）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
93	0	0	0	0	0

### 4 地域子育て支援拠点事業【0－2歳】（単位：人日）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
44,674	116,052	112,668	109,320	105,960	102,612

※H24実績は、子ども未来センターと各市民サービスセンターの子育て交流ひろばの0歳～5歳の利用実績89,347人日を案分したものです。なお、全体利用実績は113,935人日となっています。

### 5 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業【3－5歳】（単位：人日）

	H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	192,089	19,523	18,986	18,453	17,910	17,376
2号認定		249,471	242,611	235,790	228,853	222,032

### 6 その他一時預かり事業（トワイライト事業除く）【0－5歳】（単位：人日）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
9,227	80,589	78,291	76,014	73,715	71,438

### 7 子育て短期支援事業（トワイライト事業）【0－5歳】（単位：人日）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1,520	0	0	0	0	0

### 8 病児・病後児保育事業【0－5歳】（単位：人日）

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
746	9,409	9,143	8,879	8,612	8,347

### 9 ファミリー・サポート・センター事業【6－8歳】（単位：人日）

	H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年時	301	70	68	66	64	63
高学年時	93	36	36	35	34	33

○以下の事業の量の見込みは、ニーズ調査結果によらずに推計することとされていることから、平成24年度実績に基づき算出しています。

1 0 妊婦健康診査事業

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
89.5%	89.5%	89.5%	89.5%	89.5%	89.5%

※健診対象者の1回目および7回目の利用率

1 1 乳児全戸家庭訪問事業

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
87.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※訪問実施率

1 2 養育支援訪問事業

H24実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
107	107	107	107	107	107

※訪問人数

### 3 教育・保育提供区域について

#### (1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、その区域ごとに、量の見込みと確保方策を定めることとされています。

#### (2) 国の基本指針における区域設定の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育提供区域の設定にあたっての考え方が、以下のとおり示されています。

- ◆保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ◆地域型保育の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる必要がある。
- ◆教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆一方で、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、子どもの区分や事業ごとに設定することも可能とする。

#### (3) 本市における区域設定

本市では、平成17年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」(平成16年7月策定)以降、市域を中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた地域別整備方針が定められており、この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっています。

また、小学校区や中学校区といった単位で区域を設定した場合、区域が細かく、量の見込みの調整や確保が困難になること等も予想されることから、教育・保育提供区域は、中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7地域を基本とします。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、延長保育を除き、広域で提供体制を確保している現状等を踏まえ、本市全域を提供区域として設定することとします。